一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 特許専門委員会

「業界標準管理弁法 (第15条) (改正草案請求意見稿)」に関する意見

意見項目	修正提案	修正理由
第 15 条	(修正前)	「国家標準の特許に係る管理規定(2014年1月1
第2項	(2) 業界標準の公表前に、特許権者又は特許	日施行)」の第9条は、以下のように規定する。
	出願人から、無償又は公正かつ合理的な非差別	「業界標準管理弁法」においても、第 15 条柱書
	的原則によるライセンスの宣言を得なければ	に「その管理は、国家標準の特許に係る管理規定
	ならない。	を参照して行わなければならない。」と規定して
		いることからも、同様にすべきである。
	(修正後)	
	(2) 業界標準の公表前に、特許権者又は特許	「第9条
	出願人から、 <u>以下の3つの内容から選択された</u>	国家標準が改訂過程にあり特許に関係する場
	<u>一つの特許実施許可声明</u> を得なければならな	合、全国専業標準化技術委員会または管理集約単
	l,	位は適時に特許権者または特許出願人に特許実施
	(一)特許権者または特許出願人は公平、合	許可声明を出すよう要求しなければならない。該
	理、非差別を基礎として、無償でいかな る	声明は特許権者または特許出願人により以下の3
	組織または個人に、国家標準を実施する際	つの内容から選択された一つでなければならな
	その特許を実施することを許可することに	L10
	<u>同意する;</u>	(一)特許権者または特許出願人は公平、合理、
	(二)特許権者または特許出願人は、公平、	非差別を基礎として、無償でいかな る組織また
	<u>合理、非差別を基礎として、有償でいか な</u>	は個人に、国家標準を実施する際その特許を実施
	<u>る組織または個人に、国家標準を実施する</u>	することを許可することに同意する;
	際にその特許を実施することを許可するこ	(二)特許権者または特許出願人は、公平、合
	<u>とに同意する;</u>	理、非差別を基礎として、有償でいか なる組織
	(三)特許権者または特許出願人は、以上2種の	または個人に、国家標準を実施する際にその特許
	方式に基づく特許実施許可に同意しない。	を実施することを許可することに同意する;
		(三)特許権者または特許出願人は、以上2種の方
		式に基づく特許実施許可に同意しない。」
第 15 条	「国家標準管理弁法」に関しては「専利に係る	第 15 条の規定だけでは、「標準の実施に不可欠な
	国家標準に関する管理規定(暫定)」が2014年	専利」に関して、「知り得る標準必須特許情報の開
	1月に施行されている。業界標準に関しても、	示」の方法、業界標準の交付前あるいは交付後の
	第 15 条に規定される専利に関して、上記管理	「専利権者又は専利出願人による無償での又は公
	規定のような詳細なガイドラインの制定を要	平・合理的・非差別的の原則に従った実施を許諾
	望する。	する旨の宣言を取得」の方法など、運用の詳細が
		不明である。